

## よくあるお問い合わせ

1. 10月以降も食料・飲料の運送を引き続き行いたい場合はどうすればよいか。

A) 10月以降、タクシー車両による食料・飲料の運送を行う場合には、貨物自動車運送事業法に基づく許可が必要になります。令和2年9月30日までに貨物自動車運送事業の許可申請を行ってください。

2. 許可を受けるまでにはどのくらいの期間がかかるのか。許可を受けるまで食料・飲料の運送を行う事はできないのか。

A) 標準処理期間は3～5ヶ月となっております。ただし、本公示に基づき令和2年9月30日までに許可申請を行った場合には、許可を受けるまで又は申請が却下等されるまでの間については、道路運送法に基づく有償運送に係る特例措置の期間を延長することができる経過措置が設けられています。

なお、10月1日以降に貨物自動車運送事業の新規許可申請を提出した場合は、経過措置による有償運送に係る特例措置を受けることはできません。

3. 一般貨物自動車運送事業の申請にあたり法令試験を受ける必要があるのか。

A) タクシー車両による食料・飲料に限る貨物自動車運送事業の許可申請では、法令試験を実施せず法令を遵守する旨の宣誓書の提出をもって審査します。

4. タクシー事業者に運送を依頼することとなった理由書は必要ないか。

A) 今般のタクシー車両による食料・飲料に限る貨物自動車運送事業の許可を申請する際には、運送の依頼を受けることになった理由書は必要ありません。

**5. 申請書を作成する際に、省略できる書類とは何か。**

- A) 今回の申請では一般乗用旅客自動車運送事業者がその事業施設等により食料・飲料に限る貨物運送を行う事から、「事業開始に要する資金及び調達方法」「事業の用に供する施設の概要及び付近の状況を記載した書類」に関する添付書類は、所定の宣誓書を提出することで省略することができることとしています。

**6. タクシー事業で行政処分を受けているが許可申請することができるか。**

- A) 貨物自動車運送事業法又は道路運送法の違反により、申請前6ヶ月間（悪質な違反については1年間）又は申請日以降に、自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分を受けた場合は期間を経過するまで申請することができません。（役員を兼ねる事業者が受けた処分を含みます。その他、審査基準をご確認ください。）

**7. 一般貨物自動車運送事業の許可を取得した際の登録免許税を納付する必要があるのか。**

- A) 一般貨物自動車運送事業の許可を受けた場合は、登録免許税法に基づき12万円の登録免許税を納付することになります。

**8. 対象となる輸送品目は、食料・飲料に限定されるのか。**

- A) 特例措置の運用を通じ、タクシー事業者による食料・飲料の運送について大きな問題がなく事業遂行が可能と判断できたため、食料・飲料の運送を貨物自動車運送事業法の許可の対象としました。なお、特例措置では、店内での飲食を営業自粛している飲食店等で調理された料理等であることが輸送品目の条件となっておりましたが、今般の措置では、荷主に係る特段の制限はありません。

**9. 貨物の置き場所が原則、トランクスペースに限定されているのはなぜか。**

A) 衛生面や、事故防止等の観点から、トランクスペースに積載いただくことを想定しています。また、運送を実施する場合はトランクスペースを清潔するとともに、保温・保冷のための専用のケースを用意するなど工夫してください。ステーションワゴンタイプの車両など、トランクスペースが構造上分離していない場合も同様です。

ただし、車両の座席スペースに積載することが食品衛生上適当であると考えられる場合には、エアコン等による適切な温度管理やベルトの固定等の荷崩れ防止など一定の条件の下、座席スペースに積載することが可能です。

**10. 旅客と貨物を同時に運送することはできないのか。**

A) 食料・飲料に限定していることから、貨物及び旅客の相互の運送に支障がでないよう、旅客と貨物を同時に運送することはできないこととしています。

**11. 運行管理者（貨物）の有資格者がいない場合はどうすればよいか。**

A) 貨物自動車運送事業の用に供するタクシー車両の数に応じて、貨物の運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、貨物自動車運送事業に係る運行管理者を選任する必要があります。選任すべき人数は貨物の基準となります。（営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を三十で除して得た数（一未満の端数は切り捨て）に一を加算して得た数以上）

ただし貨物自動車運送事業に係る有資格者を貨物の運行管理者として選任できない場合には、タクシー事業の運行管理者が、貨物の運行管理について、所定の講習（貨物の基礎講習）を受講することにより、その者を運行管理者に代えて配置することができることとします。

**12. 個人タクシー事業者やタクシーの運行管理者の選任を要しない事業者も、所定の講習を受けなければならないのか。**

A) 貨物の基礎講習の受講が必要です。